

請願番号	請願第6号	受理年月日	平成20年 2月29日
請願の件名	<p>保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願 〔請願の要旨及び理由〕</p> <p>第162通常国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、保険業法とする）によって、PTAや障害者団体をはじめとする各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営をしてきた共済制度が存続の危機に追い込まれています。</p> <p>保険業法の「改正」の趣旨は、「共済」の名をかたって不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらした、いわゆる「マルチ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的でした。</p> <p>共済は団体の目的と構成員相互扶助を図るためにつくられ、日本の社会に根を下ろしてきました。団体がその構成員の「仲間同士の助け合い」を目的に、自主的に、健全に運営されてきた自主共済は、「利益追求」の企業型・保険業とはまったく違います。その自主共済を、強制的に株式会社や相互会社にしなければ運営できないようにし、「儲け」を追及する保険会社と同列に、一律に様々な規制と負担を押し付けることになれば、多くの自主共済が存続不可能となり、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした法改正の趣旨にも反することになります。</p> <p>そもそも自主共済への規制を議論した金融審議会でも「構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を構成員の自治に委ねることでも足り、規制の対象外とすべきである」（H16年12月14日金融分科会第二部会報告）としていました。それが保険業法の策定と政省令の作成の段階で、規制対象が拡大され、「マルチ商法」を規制するという当初の趣旨から逸脱し、自主共済に保険会社に準じた規制を押し付ける内容に問題がすり替えられたものです。</p> <p>自主的な共済を運営する団体で組織された「共済の今日と未来を考える懇話会」など諸団体が、与野党の国会議員へ懇談・要請を重ねる中で「助け合いの共済が潰されることは社会問題であり、助け合いの共済を『改正』保険業法の適用除外として、制度を存続できるように議員立法などを実現したい」などの決意や激励をお寄せ頂いています。また、NHKをはじめテレビニュースなどのマスコミでも取り上げられ、法律の問題点を報道し、一部の地方議会でも適用除外を求めた請願が全会一致で採択されはじめま</p>		

した。

第166通常国会では、与野党の国会議員から自主共済の継続を保障する必要性が強く主張され、山本金融担当大臣(当時)も、「(適用除外の)客観的基準についての具体案が示されれば研究する」旨の答弁がされています。

このように「改正」保険業法の問題点が明らかになっているにも関わらず、08年3月31日までの経過措置期限が迫る中、多くの団体が「改正」保険業法に対応しきれず、存続の危機に直面しています。

つきましては、憲法に明記された「結社権」(第21条)と「幸福追求権」(第13条)及び「生存権」(第25条)の下に保障された自主共済が、今後とも従来どおり運営できるよう、貴議会において、下記の事項を内容とする「意見書」を国の関係機関に提出して下さるよう要望致します。

- 1、構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。
- 2、団体が目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されている共済を保険業法の適用除外にすること。

紹介議員	前屋敷恵美
摘要	